

## 「公益信託 J A・静岡県信連民俗芸能振興基金」 第 27 回助成対象者募集のお知らせ



### 1. 募集期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 11 月 28 日

### 2. 助成対象事業

この基金は、県内の次の民俗芸能保存・伝承活動に対して助成します。

(営利法人又は営利目的の事業に対する助成は行いません)

- ① 民俗芸能の道具、衣装等の修理・新調
- ② 民俗芸能を次世代に伝えるための記録等の活動
- ③ 民俗芸能伝承のための伝習活動、後継者育成活動
- ④ 諸行事等様々な場を通じての民俗芸能公開活動
- ⑤ その他の民俗芸能保存・伝承活動

### 3. 助成対象者

上記 2. の活動を行っている県内の団体・個人

### 4. 応募方法

助成を希望する団体・個人は、所定の助成金交付申請書を農中信託銀行に請求し、必要書類を添付の上、最寄りの J A 窓口へ提出します。(農中信託銀行の H P (<http://www.nochutb.co.jp/csr/>) からダウンロードも可能です。)

### 5. 選考方法

公益信託 J A・静岡県信連民俗芸能振興基金運営委員会において、当信託の趣旨、目的に照らし、事業内容・事業効果等を総合的に勘案して選定します。

なお、助成金額に制限があるため、選考の結果、助成を見送ることがあります。

### 6. 決定通知

選考結果は速やかに応募者に通知します。

(令和 8 年 3 月頃通知、令和 8 年 4 月頃交付予定)

### 7. 受給者の報告提出義務

助成金受給者は、「助成金使用報告書」、「収支明細」等を提出します。

### 8. 助成金額

1 件当たりの助成金額は、標準 30 万円以内、限度 50 万円とします。

(助成は単年度を原則とします)